

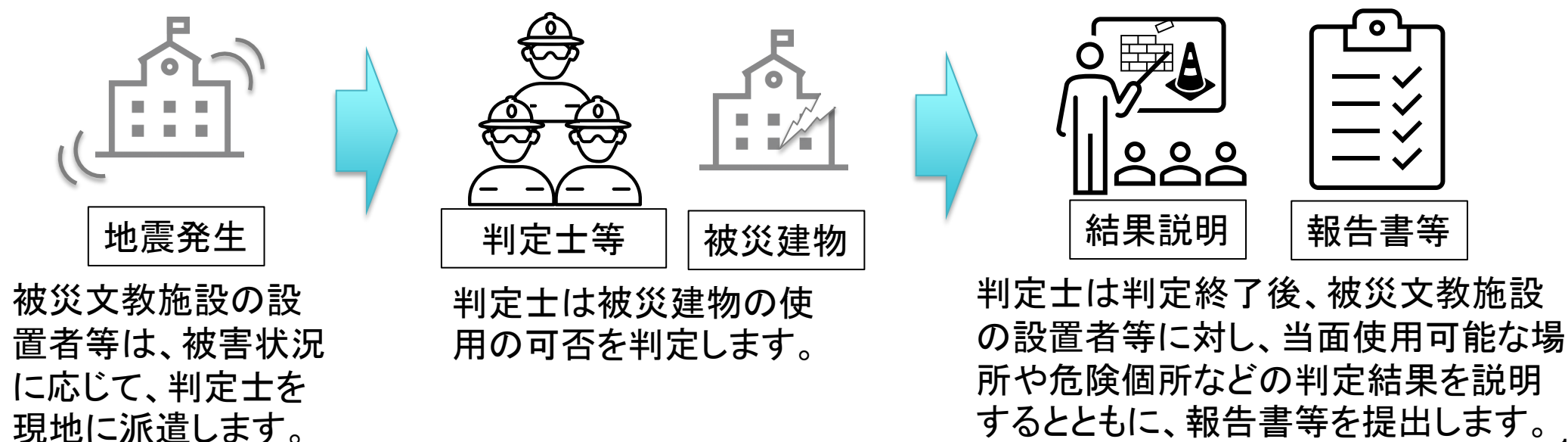


被災文教施設応急危険度判定について 【判定士の方へ】

文教施設応急危険度判定士について

文教施設応急危険度判定士（以降、「判定士」という。）は、被災した建物について、その後の余震等による倒壊の危険性等をできる限り速やかに判定し、人命に関わる二次災害を防止するため、被災建物の使用の可否を判定します。

- 被災文教施設の調査（外観・内観）は、判定士2名1組で「被災文教施設応急危険度判定方法について」等に基づいて行います。
- 調査実施時は、被災文教施設の設置者、学校管理者等と同行の上、当面使用可能である場所や危険箇所などを直接伝えるとともに、判定結果にも危険箇所を記載した調査結果を設置者等に報告します。



文教施設応急危険度判定士の資格

文教施設応急危険度判定士は、次に掲げる者で建築士法に定める一級建築士の資格を有し、文教施設企画・防災部長が実施する講習を受講した者、またはこれと同等以上※の知識及び経験を有すると文教施設企画・防災部長が認めた者としています。

- ・文部科学省の職員
- ・国立大学法人等の職員
- ・都道府県教育委員会等の職員



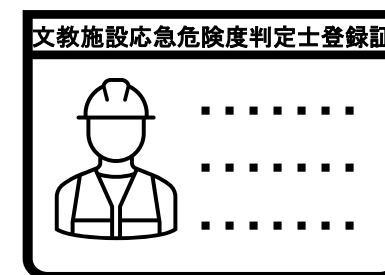
本講習の視聴は、既判定士や設備系職員の方も受講可能です。

※都道府県が実施する被災建築物の応急危険度判定士認定講習を受講した者は「同等以上」として認められます。

文教施設応急危険度判定士の登録は、毎年5月1日現在でとりまとめており、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事及び各国立大学法人の長等に対し、毎年4月頃「判定士の登録について（依頼）」を通知しております。

判定士の登録の有効期限は5年間です。

有効期限終了に伴う更新登録・人事異動に伴う変更登録が必要ですので忘れずにお願いします。



判定士の登録者数（令和6年5月現在）は、約430名です。